

富里市地球温暖化対策実行計画策定支援業務 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本実施要領は、富里市地球温暖化対策実行計画策定支援業務（以下「本業務」という。）を受託する事業者の選定手続に必要な事項を定めることを目的とする。

2 前提要件

本件は二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）の採択を前提とするため、採択されなかった場合、本件公募型プロポーザルは無効とする。

3 業務の概要

(1) 業務の名称

富里市地球温暖化対策実行計画策定支援業務

(2) 業務内容

別紙「富里市地球温暖化対策実行計画策定支援業務仕様書」のとおり

(3) 契約締結の翌日から令和7年3月31日まで

(4) 委託上限額

13,695,000円（消費税及び地方消費税を含む）

4 選定方式

公募型プロポーザル方式

5 プロポーザル参加資格要件

本業務に係る企画提案に参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たすこととする。

(1) 富里市入札参加業者資格者名簿に次の要件で登載されているもの者。

ア 登録部門 委託

イ 大分類 調査・計画

(2) 本委託の公募開始の日から候補者決定の日までの間に、富里市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている日が含まれていない者。

(3) 過去5年以内（令和元年度～令和5年度）に、同種業務又は類似業務の受託実績を有すること。

※ 同種業務：地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）策定に係る業務

※ 類似業務：環境基本法に基づく地方公共団体の環境基本計画策定に係る業務等、環境に関する計画策定・調査に係る業務

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条の規定に該当しないものであること。

(5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

- (6) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく再生手続き開始の申立中又は再生手続中でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続き開始の申し立てをしていないこと。

6 プロポーザル実施スケジュール

内 容	日 時
実施要領等の公表	令和6年4月8日（月）
質問の受付	令和6年4月16日（火）午後5時まで
質問の回答期限	令和6年4月18日（木）
参加申込書の受付	令和6年4月23日（火）午後5時まで
参加資格審査（書類審査）結果通知	令和6年4月26日（金）通知
企画提案書等の提出期限	令和6年5月7日（火）午後5時まで
プレゼンテーション	令和6年5月17日（金）※予定
審査結果通知	令和6年5月23日（木）※予定
契約の締結	令和6年6月3日（月）※予定

7 実施要領等の公表

- (1) 公表
令和6年4月8日（月）
- (2) 実施要領等の取得方法
富里市ホームページ（<https://www.city.tomisato.lg.jp>）から取得すること。

8 質問の受付及び回答

- (1) 受付期間
令和6年4月8日（月）から令和6年4月16日（火）午後5時まで
- (2) 提出方法
質問書（任意様式）に記入の上、持参、電子メールで提出すること。
※電子メールで提出する場合、送信後に確認の電話を入れること。
- (3) 回答期限
令和6年4月18日（木）
- (4) 回答方法
富里市ホームページに掲載。
※【注意事項】訪問、電話、ファックス、口頭等での質問は受け付けないこととする。
なお、質問及び回答については本要領に関するものとし、それ以外のものや、単なる意見の表明と解されるもの等には、回答しない場合がある。

9 参加申込の受付等

- (1) 参加申込書の受付期間
令和6年4月8日（月）から令和6年4月23日（火）午後5時まで

(2) 提出書類

ア 参加表明書（様式1）

- ・代表者印を押印の上、提出すること。

イ 会社概要及び実績報告書（様式2）

- ・業務実績は、過去5年以内（令和元年度～令和5年度）に受託した同種又は類似業務について、完了年度が直近のものから記載すること。
- ・主な業務経歴が5件以上ある場合は、同種業務を優先的に記載すること。
- ・実績ごとの契約書の写し（受注実績が確認できるもので、契約名がわかる部分のみでよい）を添付すること。

ウ 配置予定者の経歴等（様式3）

- ・主な業務経歴は、過去5年以内（令和元年度～令和5年度）に携わった同種又は類似業務について、完了年度が直近のものから記載すること。
- ・主な業務経歴が5件以上ある場合は、同種業務を優先的に記載すること。
- ・配置予定者がどのような立場で記載する業務に携わっていたのかわかる資料を添付すること。
- ・本業務を担当する配置予定者ごとに作成することとし、様式は適宜複写して使用すること。

エ 誓約書（様式4）

- ・代表者印を押印の上、提出すること。

(3) 提出部数1部

(4) 提出方法及び提出場所

担当部署へ持参又は郵送で提出すること（9（1）の期間内必着）。

(5) 辞退する場合

参加表明書を提出した後、参加を辞退する場合は、プロポーザル参加辞退届（様式5）を担当部署へ持参又は郵送で提出すること（郵送の場合は、9（1）の期間内必着）。

10 参加資格の審査

参加表明書の提出者のプロポーザル参加資格の有無については、「5プロポーザル参加資格要件」及び「9（2）提出書類」の完備を確認することにより決定し、令和6年4月26日（金）に、参加表明書の提出者に対して通知する。

11 企画提案書の提出

(1) 提出書類

参加資格を得た者は、次に掲げるア～オの書類をまとめて左綴じにしたものを15部提出すること。

ア 表紙

様式自由、A4判縦向き、片面印刷、1枚。「富里市地球温暖化対策実行計画策定支援業務委託プロポーザル企画提案書」と記載し、提案者名を明記すること。

イ 企画提案書

様式自由、A3判横向き、両面印刷可、3枚（6ページ）まで。文字の方向は横書き、文字の大きさは12ポイント以上とする。A4判に合わせて片袖折りにして綴ること。

内容構成としては、次に掲げるI～VIに掲げる事項ごとに項目立てすることとする。

I 基礎調査

環境データの整理やアンケートの概要等に対する考え方について記すこと。

II 基本的事項

計画の目的、期間、位置づけ、目指す環境像等に対する考え方について記すこと。

III 基本方針及び具体的な取組項目

分野ごとの基本方針や、市民、事業者、市の具体的な取組項目に対する考え方について記すこと。

IV 指標

環境施策の進捗状況を把握するための指標に対する考え方について記すこと。

V 推進体制

計画の推進体制や点検・評価方法等の進行管理の手法に対する考え方について記すこと。

VI 独自性

本市の地域特性等を踏まえた独自の提案など、特筆すべき内容について記すこと。

ウ 業務実施方針及び手法

様式自由、A4判、片面印刷、1枚とする。

エ 業務工程表

様式自由、A4判、片面印刷、1枚とする。

また、最低限令和7年1月末までにパブリックコメントに対する素案提出を行う工程とすること。

オ 見積書、内訳書

様式自由、いずれもA4判、両面印刷可、合計数枚程度までとする。見積書の金額については、消費税及び地方消費税を除いた価格と税込価格を並記すること。

また、内訳書については、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）に係る対象内外の経費を分けて記載すること。

(2) 提出期限

令和6年5月7日（火）午後5時まで

(3) 提出方法及び提出場所

担当部署へ持参又は郵送で提出すること。

（郵送の場合は、上記期間内必着）

1.2 事業者の審査・選定

事業の選定に当たっては市職員による選定委員会を設置し、企画提案書等の提出書類及びプレゼンテーションの内容を審査し、優先交渉権者1者を選定する。

なお、プロポーザルの参加事業者が1者の場合であっても審査を行い、基準点を満たした場合は委託事業者として選定する。

(1) 審査方法

プレゼンテーション方式とし、「1.3 審査基準」に基づき審査する。

- (2) 実施日
令和6年5月17日（金）※予定
なお、開始時間は個別に連絡することとする。
- (3) 実施方法
提案内容に係るプレゼンテーションの実施、その後、提案に対する質疑応答を行う。
- (4) 出席者
本業務を担当する配置予定者を含む2名以内とする。
- (5) 順番
申込受付順とする。
- (6) 審査結果の通知
書面にて通知する。また、選定結果については、市ホームページに掲載する。
- (7) プレゼンテーション等の注意事項
 - ア プレゼンテーションでは、企画提案書又はその記載内容をプレゼンテーション用ソフト等で表現したもののみを用いることとし、新たな内容の資料や動画の使用は認めない。
参加者は、必要に応じてプレゼンテーション用のデータが入ったパソコンを持参すること。マイク、アンプ、プロジェクター及びスクリーンは、事務局が用意する。
 - イ 選定委員会は非公開とする。

1.3 審査基準

プロポーザルは「富里市地球温暖化対策実行計画策定支援業務受託候補者審査基準」に基づき審査し、審査基準の項目ごとの点数を合計し、総合得点により順位を決定する。

総合得点が最も高い者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らなかった場合には、次に総合得点が高い者から順に交渉を行う。提案者の総合得点と同点となった場合は、以下(2)の項目における合計得点が高い者を上位とし、(2)の項目における合計得点についても同点である場合は、見積価格の低い者を上位とする。

なお、総合得点の満点（1,330点）の6割（798点）を最低基準点とする。

(1) 業務遂行体制に関する評価（事務局評価）

評価項目		評価の視点	配点 (100)
1. 企業評価	確実性	同種業務又は類似業務の実績をどの程度有しているか。	30
	迅速性	業務実施事業所の所在地	10
2. 配置予定者評価	業務遂行力	業務遂行に必要な人員が十分に確保されているか。 業務に携わる経験が十分に備わっているか。	60

(2) 企画提案内容に関する評価（委員評価）

項目	評価の視点	配点 (1,080)
1. 理解度	業務の仕様等を理解しているか。	45 5点×9名
	国、県の動向、関係法令、上位関連計画や先進事例を踏まえたものであるか。	45 5点×9名
2. 現状把握及び課題解決	本市の現状を把握し、計画策定において考慮すべき課題を的確に抽出し、課題解決のための手法が具体的に記されているか。	90 10点×9名
3. 実施手順	工程において、具体的な実施フロー、実施手順が示されており、その内容が優れているか。また、その妥当性に加え、無理のない適切な工程が組み込まれているかどうか。	90 10点×9名
4. 基礎調査	環境データの整理、市民と事業者を対象とするアンケートの手法について、効果的な提案がなされているか。	90 10点×9名
5. 基本的事項	計画の目的、期間、位置づけ、本市の目指す環境像など、計画策定に係る基本的事項に対する考え方は適切であるか。	90 10点×9名
6. 基本方針及び具体的な取組項目	分野ごとの基本方針や市民・事業者・市の具体的な取組項目の検討に対する考え方は適切であるか。	90 10点×9名
7. 指標	環境施策の進捗状況を把握するための指標の検討に対する考え方は適切であるか。	90 10点×9名

8. 推進体制	計画の推進体制や点検・評価方法等の進行管理の手法の検討に対する考え方は適切であるか。	90 10点×9名
9. 実現性	提案内容に説得力がある実現可能な提案となっているか。	90 10点×9名
10. 意欲等	業務に取り組む意欲が感じられるか。 説明が分かりやすく、質疑に対する的確に対応しているか。	90 10点×9名
11. 独自性	本市の地域特性等を踏まえた独自の提案など、特筆すべき内容において優れているか。	180 20点×9名

(3) 見積額に関する評価（事務局評価）

項目	評価の視点	配点 (150)
1. 提案価格	配点×全体の最低見積金額÷当該見積金額（少数点以下第2位を四捨五入）	150

1.4 提案者の失格

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等、選定委員会の委員長が失格であると認めた場合

1.5 その他留意事項

- (1) このプロポーザルに参加する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出期限以降の書類の差替え及び再提出は、原則として認めない。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 企画提案書等は、事業者選定に伴う作業に必要な応じ、複製する場合がある。
- (5) 本プロポーザルに係る情報開示請求があった場合は、富里市情報公開条例に基づき、提出書類を開示する場合がある。

1.6 担当部署（事務局）

富里市経済環境部環境課（担当：渡貫、丸林）
〒286-0292 千葉県富里市七栄6 5 2 番地1
TEL：0476-93-4945(直通) FAX：0476-93-2101
e-mail：kankyou@city.tomisato.lg.jp